

## 平川市まちづくり支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地域活性化に資する事業に要する経費について、予算の範囲内において、平川市まちづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域の活性化に向けて、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を支援することにより、市民参画によるまちづくりの促進と、第2次平川市長期総合プランの将来像に掲げる「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 構成員が3人以上の団体で、構成員に平川市民がいること。
  - (2) 平川市内にて活動している、または平川市内で実施する事業についての実行委員会等を組織していること。
  - (3) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること。
  - (4) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
  - (5) 団体及び平川市民の構成員に市税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体については、補助対象者としなない。
- (1) 町会（町内会）
  - (2) 市の他の助成制度に基づき補助を受ける団体
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する者が所属する団体
- 3 市長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条の目的に合致するもので、次に掲げる要件のすべてを満たす事業とする。

- (1) 平川市民を対象とし、誰でも参加できる事業であること。
  - (2) 平川市民又は補助対象者の労力提供により実施される事業であること。
  - (3) 補助金の交付決定日の属する年度内に完了する事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象としなない。
- (1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
  - (2) 地域で既に恒例となっている事業（夏祭り・キャンプ・ねふた等）
  - (3) その他市長が適当でないと認められたもの
- 3 前条第1項に規定する団体が同一年度内に補助金を受けることができる事業の数は1つ

とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、参加費、協賛金、その他事業収入がある場合は、事業の総支出額からその他事業収入を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助の制限)

第6条 補助の制限については、令和5年度以降に実施する事業について、同一事業につき3回を限度とする。なお、団体名又は事業名が異なる場合においても、実質的に同じ事業と認められるときは同一事業とみなす。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の表のとおりとする。なお、補助率は補助対象経費に対する率とし、補助金の交付額は、千円未満を切り捨てた額とする。

事業の交付経歴	補助率	補助限度額
1回目	9/10以内	300,000円
2回目	7/10以内	
3回目	5/10以内	

(企画書の募集)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業企画書
- (2) 年間活動計画書
- (3) 予算書
- (4) 会員名簿
- (5) 申請内容の公開に関する同意書
- (6) 市税に係る納税証明書
- (7) 規約又は会則
- (8) その他事業に応じて必要な書類

2 市長は、前項第6号の規定について、市税等の調査閲覧同意書の提出がなされた場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(事業の認定と審査方法)

第9条 政策推進課は事業企画書及び添付された書類の審査により、補助金の交付の適否について関係課と合議の上、その結果を速やかに申請者へ通知するものとする。

(交付申請)

第10条 審査により補助金の交付が適当と認められた補助事業者は、次に掲げる事項を記載した平川市まちづくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第11条 市長は、前条による申請を受けたときは、書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、平川市まちづくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定前着手)

第12条 補助事業の着手は原則として前条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、交付対象者が交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第5号)を市長に提出するものとする。なお、この場合においては、交付対象者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(申請内容の変更等)

第13条 第11条の規定により交付の決定を受けた補助事業者が、その内容を変更、又は取下げするときは、平川市まちづくり支援事業補助金変更(取下げ)申請書(様式第6号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、平川市まちづくり支援事業補助金変更(取下げ)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(概算請求)

第14条 第11条の通知を受けた補助事業者は、補助金等交付決定額の5分の4以内において概算請求することができる。ただし、市長が特別必要と認めた事業については、この限りではない。

- 2 補助金等を請求しようとするときは、平川市まちづくり支援事業補助金(概算払)請求書(様式第8号)(以下「補助金請求書」という。)を、交付決定通知書の写しと併せて市長に提出しなければならない。
- 3 補助金は、口座振替により交付する。

(実績報告等)

第15条 規則第12条の実績報告書は、平川市まちづくり支援事業補助金実績報告書(様

式第9号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支精算書(様式第11号)
- (3) 領収書、受領書等支払いを証明するものの写し
- (4) 補助事業の実施状況が確認できる書類(写真、ポスター、チラシ等)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第13条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助申請年度の年度末のいずれか早い日とする。

(補助金等の額の確定および精算請求)

第16条 規則第13条第1項の補助金等確定通知書(以下「確定通知書」という。)は、平川市まちづくり支援事業補助金確定通知書(様式第12号)とする。

2 前項の通知を受けた補助事業者は、残りの補助金等の精算請求をしなければならない。請求しようとするときは、補助金請求書を確定通知書の写しと併せ市長に提出しなければならない。

3 補助金は、口座振替により交付する。

(提出書類の公開)

第17条 提出のあった書類一式は、会員名簿等個人情報の保護に係わる部分を除き公開することができるものとする。

(帳簿等の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿等を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備して事業完了の翌年度以降5年間以上保管し、補助金の用途を明らかにしておかななければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(事務局)

第20条 補助金の事務は、総務部政策推進課が行う。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

- 1 補助対象者が補助対象事業を実施するのに要する次に掲げる経費を補助対象経費とする。
  - (1) 謝金（講師の旅費を含む。ただし、補助対象者の属する団体の役職員に対する謝金は対象外とする。）
  - (2) 消耗品費
  - (3) 原材料費
  - (4) 印刷製本費、複写費
  - (5) 委託料
  - (6) 賃借料
  - (7) 通信運搬費
  - (8) その他事業を行う上で市長が必要と認める経費
  
- 2 以下に掲げる経費については補助対象としない。
  - (1) 土産代
  - (2) 国外旅費
  - (3) 団体の事務所等を維持するための経費
  - (4) 団体の経常的な活動に要する経費
  - (5) 飲食費、商品券等の金券の購入代金、記念品の購入等の経費
  - (6) 備品、その他動産、不動産の購入費
  - (7) 人件費
  - (8) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費
  - (9) 用途が特定されない予備的経費